平成２２年（フ）第１０６号
広島市佐伯区薬師が丘４丁目13番24号
債務者　居藏麻里子
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１９号
広島市南区出島１丁目16番３―703号
債務者　神山　清正
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２号
愛媛県松山市居相３丁目１番16号
債務者　長明　岳幸
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第３３号
愛媛県松山市居相３丁目１番16号
債務者　長明　愛子
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第１０１５号
高知県南国市堀ノ内184番地の２
債務者　佐竹　正秀
1　決定年月日時　平成22年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１０６４号
高知県南国市上末松932番地の３
債務者　森岡　明美
1　決定年月日時　平成22年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１９号
高知市北竹島町29番地１　市住226号
債務者　吉田　顕達
1　決定年月日時　平成22年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２５号
高知市大津乙1081番地１　プラテリア・Ｎ106号
債務者　香西　邦彦
1　決定年月日時　平成22年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２７号
高知県吾川郡いの町4214番地２
債務者　澤村　光江
1　決定年月日時　平成22年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３０号
高知県南国市三畠614番地ロ
債務者　澤田　恭子
1　決定年月日時　平成22年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３６号
高知市一宮西町２丁目５番19号　２Ｆ
債務者　川村　正幸
1　決定年月日時　平成22年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３７号
高知市比島町１丁目16番２号　ひじま荘５号
債務者　眞鍋香壽美
1　決定年月日時　平成22年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４３号
高知市愛宕山43番地３　セジュール田村202号
債務者　飯田ひとみ
1　決定年月日時　平成22年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４９号
高知県吾川郡いの町波川568番地２　レオパレスソフィア２Ｆ208号
債務者　坂本　謙太
1　決定年月日時　平成22年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３０号
長崎県長崎市田中町207番地１　サンシャイン東望505、旧住所長崎県長崎市戸石町2816番地９
債務者　下神　　泉（旧姓山田島）
1　決定年月日時　平成22年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３２号
長崎県長崎市土井首町238番地３　県営住宅毛井首団地Ｓ棟506号
債務者　石丸　孝秀
1　決定年月日時　平成22年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３８号
秋田市御野場新町５丁目２番12号
債務者　小西　祐子
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１号
福島県郡山市安積町日出山４丁目14番地
債務者　三箇　義生
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係